

【会議録】

主 題 令和元年度第1回つくばみらい市障がい者支援協議会（全体会）

- 日 時：令和元年7月2日（火）午後2時～
- 場 所：つくばみらい市役所伊奈庁舎 3階 会議室
- 出席委員：宮島孝明会長，大久保安雄委員，君嶋俊樹委員，間宮正孝委員，橋爪菜美委員，竹内真理委員，片山とよ子委員，入江ふじこ委員，岡野純子委員，田中りえ委員，荒井栄司委員，鈴木恭子委員，安河内崇代委員，木村範明委員，以上15名
- 欠席委員：飯村晴代副会長，以上1名
- 事務局：社会福祉課 関課長，塚田係長，鈴木主幹（進行）
- 傍聴人：なし

全体会開会（午後2時00分）

1. 開会

○委員出席状況報告

委員15名中，出席14名，欠席1名

2. 会長あいさつ

3. 委員自己紹介

4. 議事（会長が議長となる）

(1) 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の事業実績（平成30年度分）について

議長：事務局の方から説明をお願いします。

事務局：（資料1及び資料1-2を用いて説明）

(1) 施設入所者の地域生活の移行について

①施設入所者の地域生活への移行について，本市の目標として令和2年度末までに，平成28年度末の施設入所者のうち，地域生活移行者数を共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等へ移行する見込者数（継続入所者という特殊な人がいるのでそこを除いた）が56名×9%の3名としている。平成30年度実績は3名であり，3名とも入所施設からグループホームに移行となっている。②施設入所者数の削減については，令和2年度末の目標が2名となっているが，平成30年度末において0名となっている。先程のグループホームに移行された方が3名，亡くなった方が1名，合計マイナス4名だが，新規で入所した方が4名いるため，プラスマイナス0という結果であり，削減には至らず。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

本市の目標として専門部会を置くという事で、昨年度については包括ケア部会を設置し、その中で上記の件も含めた協議を行っているところである。今年度も部会につきましては、包括ケア部会と子ども子育て部会の二つを設定させていただき、協議を進める予定。

(3) 地域生活支援拠点の整備について

令和2年度末までには1か所と設定してある。平成30年度については特に進展はなく、今年度も協議を進めていきたい。

(4) 福祉施設から一般就労への移行について

①一般就労移行者数は、目標としては5名となっているが、平成30年度についてはこの目標値を大きく上回り9名の方が福祉施設から一般就労へと移行になった。その内訳は就労移行支援から5名、就労継続支援A型から3名、B型から1名で合計9名。目標も大きく達成できており、障がいをお持ちの方の一般就労が進んできている状況である。一方で、②就労移行支援事業利用者数の目標値が32名となっているが平成30年度については22名という結果で、就労移行支援の利用者が少なくなってきた。一般就労への移行が伸びた反動もあるが、もともとの利用者数が少ないという事も関係している。③就労移行率が3割以上の就労支援事業所数は、目標値の1か所に対し、平成30年度については2か所とも就労移行率が3割以上で達成している。

自立支援給付の実績について、それぞれのサービスごとの利用実績を説明。見込み数に対し実績数としては、訪問系のサービスは、ほぼ見込みどおりであるが、重度訪問介護の利用がない状況。そして、日中活動系サービスもほぼ見込みどおりではあるものの、就労移行支援・就労継続支援A型・就労定着支援が、利用実績が伸び悩んでいる。障がい種別の利用としては、知的障がいの方の利用実績が多い。

地域生活支援事業の実績について、こちらについても見込みから大きな変化はない。ただ、日中一時支援事業については見込みよりも増えている。基幹相談支援センターについては、まだ検討している段階であり、設置について今後とも検討を進めていきたい。

障がい児福祉計画について

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

①児童発達支援センターを令和2年度末までに1か所設置、②保育所等訪問支援を利用できる体制を整える事を目標に掲げているが、平成30年度までの段階では、具体的に進んでいない状況である。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保については、各1か所確保するという目標であり、市内にはまだ事業所がないが、現時点ではつくば市に2か所、守谷市に昨年1か所開設されており、広域（圏域）としては確保されている状況ではある。引き続き市内での確保について検討していく。

（3）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について

当支援協議会においては、専門部会（子ども子育て部会）を設置し、その中で医療的ケア児の支援も含めた障がい児支援について協議をしていただいているところである。

障がい児支援に係る給付の実績について、児童発達支援の利用者数が伸びており、見込み13名に対し実績33名が利用されていることから、需要が高くなっている。今年度については、10月から児童発達支援等が無料化されるので今後更に増えてくるのではないかと考えている。放課後デイサービスについては、見込みと同等の利用者数になっている。

議長：事務局より説明があったが、質問等あるか。

委員1：資料1の障がい児福祉計画についてだが、重症心身障がい児の支援という事で、先程、守谷市に開設されたと言っていたが、市内の重度心身障がい児のご家族等にはこのような施設がある事を連絡してあるのか。

事務局：個別に連絡等はしていない。

委員2：学校の方では、対象のクラスの保護者の方には昨年ご案内している。

委員2：施設入所者の地域生活移行の事で話を聞きたい。本校の高等部の生徒や保護者の方の中にもグループホームに入居したいという声が多く聞かれるようになった。例えばだが、実状としてグループホームというのは沢山あっても規定があり、その法人を利用して入居可能である、あるいは通勤寮のようなかたちでオープンにしている所もあるようで、グループホームと言っても様々な種類がある。そういった実状を受けて、例えば施設入所から地域生活移行をするにあたり、スムーズに行ったのか、あるいはこういった形で進んでいったのか、またどのような難しさがあるのか。グループホーム自体に対して、今のニーズに対して需要と供給のバランスがどうなのか等を聞きたい。

事務局：昨年度、グループホームへ移行した方が3名と報告したが、その中の1名は守谷市の新規のグループホームに移行し、他2名は同一法人内での施設入所支援からグループホームへの移動であり、3名ともとてもスムーズにグループホームへ移行できた。グループホームについては、需要も多い状況であるので、人気の所はなかなか入居が難しい。ただ、空いている所は空いているので、選り好みをしなければ入居できる所はある。だが、当市近辺には少ないこともあり、このあとの地域生活支援拠点の中でも話をさせていただくが、近辺を含めたグループホームの一覧を見てもつくばみらい市のグループ

ホームが少ない状況ではある。そこで、今お話をいただいているのが、市内の就労移行支援・B型事業所aがあり、その事業所から今年度中にはグループホームを着工したいという申し出があった。再来年くらいまでには入居を目指して進めたいとの事であった。同一法人内で日中活動とグループホームが組み合わせてグループホームを利用していただくという方式をとっている事業所多く、日中活動は他へ行っても良いというようなグループホームは少ない。

委員2：出来れば、色々なタイプのグループホームが揃って、やはり同じようなタイプ（能力）を持つ人が入居されるような所で、同一法人内でのグループホームももちろん保護者の方が安心するという所ではあるし、見知れた仲間がいるというのも良いとは思いますが、生活が苦しく、なかなか立ち行かない中で親から独立してグループホームに入居したいという方のニーズになかなか応えきれていない部分もあるので、様々なタイプのグループホームが増えて欲しいと思うのが学校としての実状である。市の方でも働きかけることがあるのであれば、お願いしたい。法人の中でも種類があれば良いのではないだろうか。

（2）地域生活支援拠点等について（資料2を用いて説明）

議長：上記の件について、事務局から説明をいただきたい。

事務局：地域生活拠点とは何かというと、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する事である。当市の障がい福祉計画にも令和2年度末までに地域生活支援拠点を整備するという目標を立てているので、本協議会の中で協議させていただきたい。このテーマについては市内の事業所の情報交換会の中でも先日話をさせていただいて、色々ご意見をいただいた。

基本的には5つの機能（①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり）全てを原則備える事となっているが、地域の実情を踏まえて、まずは出来る所からと考えている。当市では①相談というところが課題になっているので、できるだけ早い段階で基幹相談支援センターと併せて整備していきたいところである。

地域生活支援拠点の整備の手法としては、5つの機能を集約した「多機能拠点整備型」、地域の複数の機関が分担して行う「面的整備型」という2種類がある。5つの機能を集約した「多機能拠点整備型」が理想だが、現実的にはなかなか難しいところであり、現段階で考えているのが、「面的整備型」になる。ただ、市内の社会資源が少ないこともあり、もう少し広域で整備できないかと検討をしており、常総広域（取手市・守谷市・つくばみらい市・常総市）の会

議が定期的に行われているので、そこで4市の担当者が集まり、地域生活支援拠点について広域に整備できないかという事で勉強会や協議を進めていきたいと考えている。その中で出たご意見や協議内容については、報告をさせていただきたい。

本支援協議会の中でも地域生活支援拠点をどのように進めていけば良いか、ご意見・ご要望等をお聞かせいただきたい。全で一から整備するとなると、相当な時間が掛かるので、今ある事業所等に個々の強みを生かしつつ、広域的に地域生活支援拠点を整備していければ良いと考えている。また、先日、市内の情報交換会の中でも事業所同士の連絡会のようなものができればだという話もさせていただいたので、それも並行していければ良いと思う。

委員5：個人的には面的整備で良いなと思うが、説明の中に障がい者センターの設置を考えているというところ、相談支援がウィークポイントとになっていると言っていた事からそこのリンクというのは、市の方ではどのように考えているのか。

事務局：相談支援とは、障がい者支援の核となる所と考えており、その相談支援の拠点についてはやはり市内に置きたいので、現在社協と協議しているところである。社協で相談支援事業所を立ち上げたところに基幹相談支援拠点を置き、つくばみらい市としての相談支援の拠点とするのが理想である。ただ、それ以外の体験の機会の場合であったり、特に緊急時の受け入れというところという事を考えると近年中に新たに市内につくるといのはなかなか難しいと考えており、あくまで相談は市内、緊急時の受け入れなど広域的でと、広く考えていければ良いのかなと思う。そのような方向性で、常総広域4市と話を進めていきたい。

委員5：基幹相談支援センターの設置と障がい者センターというのは、どのような関わりになるのか。

事務局：まだ障がい者センターの構想が固まっておらず、仮に学校跡地をセンターとして使用するならば、そこに総合的に指定管理をするような法人が入っていただくという方法や、教室毎にブースのように集まり集合体として「センター」のような考えでも良いのかなとも思う。基幹相談支援センターは別に整備するものと想定している。

まだ障がい者センターに具体性がなく、構想も出来ていない段階なので委員の皆様のご意見等も伺いながら話を詰めていきたい。

委員5：私たちの中でもぼんやりとしていると市民の方はもっとぼんやりしてしまうのかなと思うので、基幹相談支援センターの役割と障がい者センターの役割を明確にしていく必要があるのではないだろうかと感じた。

委員1：以前、知人のお母様が入院されるという事があり、知的障がいの子どもを抱えていると、その子の障がいの事はお母さんしか解らないという事もあると思う。何日かだから親戚のところへ預ける事や、施設に預けるという事が難し

い。お母さんにしか理解できないような知的障がいをもつ子どもがいるお母さんが、急に入院しなければならないとなった時はどこに相談すれば良いのか。

事務局：相談支援員が入っているのであれば、まずは相談員に相談していただければ、その内容については市の方にも伝わると思う。もちろん市の方に相談していただいても大丈夫だが、なかなか今日の今日で緊急的に受け入れられる所を見つけるとなると、今の段階では難しいので、そのために地域生活支援拠点というのを今後整備していくという感じになると思う。

委員2：地域生活支援拠点について、面的であるか多機能的であるかという話だが、やはりまず大事なのがどのような組織図をイメージして造っていくのかというところではないだろうか。大まかでも良いので、組織図を作り組織図の中で例えばここここは多機能で、一つの拠点となると上手くいかないのでは面的な部分で行うというように、まずは必要な部分をそろえてそのあとでどこが担うのか、場合によっては箱ものを探し設置するという事をやらなくては行けないのかというところを決めていく事が第一歩になるのではないだろうか。最初に面的で行いましょう多機能型でやりましょうというよりも、内容的にどういった部分になるのか、面的になるのか多機能になるのか一つ一つみていくのはいかがか。

事務局：面的にという考えはあるが、4市での打ち合わせもこれからなので、話を詰めていきたいと思う。

(3) 部会の構成について(資料3を用いて説明)

事務局：昨年度と同様、包括ケア部会・子ども子育て部会を編成した。障がい者支援計画にもあるように、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムをどのように構築していくか、医療的ケア児についてどのように支援していくかを含めて協議をしていきたい。協議内容については、色々協議をする中でご意見等いただけたらと思う。

(4) その他

事務局：(資料4を用いて説明)つくばみらい市ヘルプカード申請者数について、今年の2月から配布を開始し、ヘルプマークも茨城県で作成したものが5月末頃に市に届き、6月から配布を開始した。マークについては配布し始めたばかりなので、今回はヘルプカードについての(令和元年6月28日までの集計)申請者数をまとめた。合計で122名の方から申請をいただいている状況で広くご利用いただけているのではないだろうか。ヘルプカード及びヘルプマークの配布については引き続きすすめていきたい。

議長：この122件という件数に対して事務局は多いと思うのか、少ないと思うのか。

事務局：市内で手帳をお持ちの方で約2000人いることを考えると、少ないと思う。

議長：せっかく作成したので、また広報誌か何かで皆様に周知して欲しいと思う。

委員 3 : ヘルプカードについて質問だが、昨年伊奈特別支援学校で防災課の職員と年連絡会議があった。防災課の職員の方にヘルプカードを活用する意思が個人的に、あまり感じられなかった。ヘルプカードを配布するにあたり、迷子になった時の具体例は障がいを持つ子の親にはとても響いた。カードには個人情報を書き込むが、例えば、災害があった時に何が活用できるのかという具体的な所が弱いのではないか。なので、避難所で受付の方にこのカードを見せるとどこか別の部屋で話を聞いてもらえるのか等を市の内部で検討していただきたい。また、どのくらいの職員の方々が把握していて、どのように生かしたいかと考えているのか疑問に感じた。

事務局 : 防災課の職員と話をさせていただく。

委員 4 : 私共の園でヘルプカードの作成をさせていただいた。防災の話が出たが、もちろんそのような災害時に利用していただく事も大事だが、より広く日常生活の中で何か困っている時に利用していただく事が大事である。伝えられない時に使う。茨城県では県内全ての市町村で配布される。その茨城県発行のカードも私共の園で作成させていただいており、2千枚作成している。県発行のヘルプカードが県内全域に配布されているので浸透していけば、そんなに堅苦しく考えず、日常的に使用していただけるのではないか。

委員 1 : カードの申請をする方の大半が知的や身体障がいの方だと思うので、サービスの申請も受けていると思う。そのような申請の際にカードの事を話していただいて、お持ちでなければ、「いかがですか。」と声を掛けてあげる事は、いくらでも言ってあげられるはずだと思うので、申請を待っているのではなく、市役所の職員の方からどんどん積極的にして欲しい。

事務局 : 社会福祉課の窓口に来ていただいた方には、目につくように一番目立つ所にカードの見本等は置いてある。今後も周知を進めていきたい。

委員 5 : 補足になってしまうかもしれないが、つくば特別支援学校では福祉避難所の練習をつくば市と一緒にやっているようだ。つくばみらい市でもそのように進んでいけたら良いのかなと思います。やはり日頃から練習しておかないと、緊急時にできないのでそのような機会を設けていただいても良いのではないだろうか。

事務局 : それは、全体の防災訓練の中の一つのメニューという事で行っているのか。

委員 5 : 例えば、災害が起きてつくば市がつくば特別支援学校で防災拠点としての活動を開始するという想定をして、生徒や保護者も一緒にその練習をするという企画をしている。やはり、何か災害があった時に市役所の職員がそこに本部のようなものをたてるのですよね。その練習も兼ねて行うという事です。ご検討ください。

事務局 : 検討する。

議長 : 長時間に渡り積極的なご意見等ありがとうございました。これにて議事を終了させていただく。

5. 閉会

【配布資料】

- ① 会議次第
- ② つくばみらい市障がい者支援協議会委員名簿
- ③ 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の事業実績（平成30年度分）について（資料1）
- ④ 障害福祉サービスH30年度実績（1ヶ月あたり）※障がい種別（資料1-2）
- ⑤ 地域生活支援拠点等について（資料2）
- ⑥ つくばみらい市障がい者支援協議会専門部会編成表（案）（資料3）
- ⑦ つくばみらい市ヘルプカード申請者数（資料4）
- ⑧ 事業所・施設一覧